

岩手県監査委員告示第36号

行政監査及び定期監査の結果の公表（令和5年岩手県監査委員告示第31号）により公表した監査の結果に対する措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により岩手県知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

令和5年12月5日

岩手県監査委員 五日市 王
岩手県監査委員 川村 伸 浩
岩手県監査委員 五味 克 仁
岩手県監査委員 中野 玲 子

- 1 監査対象機関名 県北広域振興局保健福祉環境部
- 2 監査実施日
 - (1) 予備監査実施日 令和5年6月22日
 - (2) 本監査実施日 令和5年7月26日
- 3 監査結果の公表の日 令和5年8月25日
- 4 留意改善を要する事項及び措置内容

留意改善を要する事項	措置内容
超過勤務手当の支給に当たり、支給すべき金額より多く支給しているものが16件、39,204円あったので、適正な事務の執行に努められたい。	支給すべき金額より多く支給していた16件について、金額を精査の上、これらを返納処理した。 今後は、超過勤務手当等の月次処理の時期を捉え、全職員に休暇時間の規定について周知するほか、命令権者及び管理担当の職員による管理体制を構築することで再発防止に努める。